

第 1 2 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年3月12日(金)午後4時10分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(10名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	
	5番 長谷川誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員		12番 下田 健一 委員
欠席委員(2名)	4番 山上 真治 委員	11番 山田 隆雄 委員		
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 藤田 晋也			
提案議案	第55号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第56号議案 農用地利用集積計画の決定について 第57号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局 会長 議長	<p>ただ今から、令和 2 年度 第 12 回農業委員会の定例総会を開催します。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は、10 人です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席委員が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>進行致します。それでは本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長を務めさせていただきます。それではお諮りを致します。会期の日程でございますが、会期は、令和 3 年 3 月 12 日本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>ご異議なしと認めます。従いまして令和 2 年度第 12 回農業委員会定例総会の会期につきましては、本日 1 日限りとさせていただきます。</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長)	<p>次に日程 2、「議事録署名委員の指名」でございます。お諮りを致しますが、本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>異議なしと認めます。従いまして、こちらの方から指名をさせていただきます。議事録署名委員には 9 番の清水武敏委員、そして 10 番の尾川寛信委員。両名の方をお願いを致します。なお会議書記につきましては、事務局の方へお願いを致します。</p>
3 報告事項 第 1 号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について	(議長) 事務局	<p>それでは日程 3 番、報告事項に入ります。第 1 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を、それでは事務局より説明をしてください。</p> <p>報告事項 第 1 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、その状況を報告するものです。</p> <p>（資料は 2-1 頁）</p>

	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>山本正義推進委員</p>	<p>番号1 届出人 倉吉市 ●●有限公司。土地の所在、大字藤津——から大字藤津——までの4筆、地目は全て田。面積は合計で3.586㎡の内1,500㎡。</p> <p>附記ですけれども、公共事業の所管は鳥取県中部総合事務所県土整備局 河川砂防課。工事名は、舎人川維持修繕工事。転用目的は、工事資材置場でございます。工期は令和2年10月15日から令和3年3月15日まで、であります。</p> <p>次の頁、2-1に航空写真による位置図をつけておりますのでご確認をお願い致します。以上でございます。</p> <p>以上で農地転用報告は終わります。皆さんの方からこの件について、報告についてお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。</p> <p>ちょっと補足しましょうか。この2-1の図面です。右側に写っております集落は野方集落です。それで、丁度丁字路になっておりますけれども。丁字路の所から下側、南側に向かって山田谷。仙津土地改良区に上って行く道の、入り口の所と云う事になります。</p> <p>それで、左上の方が、舎人川がありまして。川の上側が県道主要地方道倉吉青谷線が通っている所です。</p> <p>これ、この間、野方の人だったか、「農業委員会は知っているか。」と云う様なことを言われて。ガラがいっぱい置いてあって。セメントとか。それから今、こんな大きな石が置いてあって。「これは大丈夫だろうか。」と言われて。「大丈夫」と答えたけど。</p> <p>それでは事務局、説明してください。</p> <p>今報告をさせて頂きましたけれども、県の中部総合事務所県土整備局の河川砂防課と云うところが工事を出して、舎人川の修繕工事をやってるんですけども。そこで出る建設残土なりって云うのを、一時的に仮置きするためにそこを使いますよと云うことで報告が出ておりますので。要するにガラとかも含めて、一時的にそこに置かせていただいていますと。ただし、2頁のところ、附記のところですね、工期が令和3年3月15日までに農地復元も含めて。つまりは上物、置いているものは撤去するのも含めて、そこまでの期間を使わせてもらっていますという報告です。集落の方からですね、「あんなものを置いていて大丈夫か。」と云う話につきましては、3月15日までには撤去する。</p> <p>来週の月曜日までに。</p>
--	---	--

	<p>事務局 議長 山本正義推進委員 事務局</p> <p>議長 事務局 議長 山本正義推進委員 議長 事務局</p> <p>議長 河井推進委員 議長 河井推進委員</p>	<p>そうです。 今の状況はどう。 12日だよ。あと3日だよ。撤去できるだろうか。 ちょっとそこは、様子を見ておいて頂きまして。15日になっても更地に戻ってないと云うことであれば事務局の方へご連絡をお願いします。事務局から、ここの届出のあった業者に対して確認をします。じゃあ何時までにきれいになるかと云うことを含めて、確認をしなくちゃならないことになって参りますので。</p> <p>公共事業の農地転用報告であるだによって、これは県が最初に。 ええ、両方に確認するんですけども。 明日は土曜日。 明日は雨。 その辺ちょっと、県の方と。確認と云うか、指導をして貰う様に。 はい。ちなみにですね、これ、鳥取県が発注している工事のためにここを、そう云う事で使いますと云うことですから届け出で済んでおりますけれども。公共工事でない場合には、事前に一時転用と云う事で許可を得てからしてもらわないといけない作業と云うことになりますので。 事の軽重にかかわらず、重大さとかではなく「何処の関係かは分からないけど、業者が農地の所に何かしてるよ。」とか発見された場合にはですね、まずは事務局の方に教えて頂きまして。そうしましたら事務局の方で、まず事実確認なり何なりと云うことをさせて頂きまして。 この度報告があった案件につきましても、本来は土地を使う前に届出をしておくのが本筋なんですけども、それが遅れていると云うことがございますのでね。ちょっと、そう云った事もお含み置き頂きながら、発見された場合には事務局の方にご連絡を頂きたいと思っております。よろしくお願いたします。</p> <p>はい。今、事務局が申しました。県の方も担当が2,3年で換ります。換る度に、やはりそれは、「まあ、どうのこうの…」ってなっちゃいます。 ちょっとじゃあ。 どうぞ。 報告だけだね。これ、書いてある様に所管課って、附記にね。これは誰の土地。何㎡で地目と</p>
--	--	--

<p>4 議事 議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>事務局 議長 事務局</p> <p>議長 山本正義推進委員 議長</p> <p>山本正義推進委員 議長 (議長)</p> <p>事務局</p>	<p>かは書いてあるけど、誰の土地。</p> <p>はい。よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>回答します。報告書には地権者の人の名前が書いてありまして。まず一つ目、大字藤津——、一番広い場所なんですけれども。●●さん名義。そしてその次の筆、大字藤津——と云う筆も●●さん名義。そして3番目、一番細い土地になりますが、大字藤津——と云う筆は●●さん。そして一番下側のちょっと広めの筆、大字藤津——は●●さんと云う方の名義になっております。</p> <p>良いですか。</p> <p>今置いている所は●●さんの所か。</p> <p>だからこれはね、審議するにあたって資料に名前も入れておかないと。これはちょっとな。如何なものかと。</p> <p>だから今事務局が説明しました様にね、従来は仮設小屋一つ作っても一時転用が必要だったんです。一時転用申請が出てたんです。しかしこれが、何年前ですか、3、4年になりますでしょうか。その頃から、公共事業に伴うものについては報告で良い。県の方から報告で良いと云うことになりました。しかしながら、県と云うのは誰だとなりますと、中部総合事務所。中部総合事務所の担当者は誰だとなってくると…。と云う風な事になりますので。これは、この報告についてはもう一遍しっかりと、その報告書を出してもらったところに確認をね、致します。</p> <p>山本正義推進委員、それでよろしゅうございますか。</p> <p>はい。</p> <p>はい。それでは以上で報告を終わります。</p> <p>次に日程 4、議事に移ります。議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは事務局より、説明をしてください。</p> <p>議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は、はわい長瀬●●、譲渡人は、神奈川県横浜市港北区●●。</p> <p>土地の所在 はわい長瀬——から、はわい長瀬——までの 6 筆で、地目、利用状況、面積は議</p>
---	--	---

		<p>案書記載のとおりであります。合計の面積は 5,709 m²。権利取得後の経営面積は 192 アール。贈与による所有権移転であります。</p> <p>番号 2 譲受人は、田後●●、譲渡人は、田後●●。</p> <p>土地の所在 大字田後——。地目は台帳田、現況畑、利用状況は畑。面積は 161 m²。同じく大字田後——。地目は台帳田、現況畑、利用状況は畑。面積は 25 m²。権利取得後の経営面積は 1.86 アールで、農業振興地域農用地区域外の売買による所有権移転です。</p> <p>番号 3 譲受人は、上浅津●●、譲渡人は、上浅津●●。</p> <p>土地の所在 大字上浅津——から、大字はわい温泉——までの 4 筆。地目、利用状況、面積は議案書記載のとおりであります。合計の面積は 1,401 m²。権利取得後の経営面積は 159 アールで、売買による所有権移転であります。</p> <p>以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>議長 はい。以上で説明が終わりました。それではただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>尾川委員 はい。</p> <p>議長 どうぞ。</p> <p>尾川委員 番号 1 の方で、神奈川県の方。これ、叔父か何かの、親族になられるんですか。</p> <p>議長 はい。説明を。</p> <p>事務局 はい。お答え致します。譲渡人は譲受人の弟さんと云うことで伺っております。県外ですから管理ができないので、全て譲ると云うことだそうであります。</p> <p>尾川委員 分かりました。</p> <p>議長 はい。その他にございますか。この整理番号 2 番の関係、もうちょっと詳しく説明して。これ、下限面積と云うか。1.86 アール。特異な申請だから。</p> <p>事務局 はい。整理番号 2 番の案件なんですけれども。土地はですね、この譲受人さんの建っているお家のお隣にある土地でございまして。場所的に言いますと、旧北溟中学校の前の 2 車線の道がありますよね。それを挟んで、向かい側に田んぼの区画があつて。田んぼの区画があつて、ちょっと</p>
--	--	---

	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>貸し人 18 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 7 件で 12,947 m²、3 年以上 6 年未満が 9 件で 12,108 m²、6 年以上 10 年未満が 4 件で 4,150 m²。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 20,748 m²、転作田として利用が 2,554 m²、樹園地として利用が 284 m²、普通畑として利用が 5,619 m²。利用権設定面積率は 0.230%であります。詳細については次の頁 4-2 と 4-3 の各筆明細なんですけれども。今らか審議頂きますのが 4-3 の整理番号 13、この案件でございます。</p> <p>そして全体を通してですけれども、以上「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりました。それでは議案第 56 号につきましては、各筆明細の整理番号 13 番について審議を致します。13 番について質疑はございますか。</p> <p>はい。質疑は無しと認めます。それでは質疑をこれで終わります。採決を行います。議案第 56 号「農用地利用集積計画」の整理番号 13 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 56 号、整理番号 13 の案件につきましては原案のとおり決定を致します。それでは退席をしている山本推進委員に入室をお願いします。</p> <p>(山本正義推進委員 着席)</p> <p>山本推進委員が入室しました。審議を、それでは続行します。</p> <p>次に議案第 56 号、整理番号 13 番以外の件を審議致します。説明してください。</p> <p>はい。各筆明細ですけれども、ご覧頂いているとおりでございますが。整理番号 18 番につきまして、ちらほら声が聞こえて来ておりますけれども。作目はブロッコリーでございます。</p> <p>実は借り人さんがですね、JA の職員さん。近所にお住まいの JA の職員さんでございまして。JA 鳥取中央がですね、ブロッコリー生産の方に段々に力を入れて行きたいと云う経過がございまして。試験的に自分でも栽培をしてみたいと。ついては家に近い所で、基本的にはですね、水田を利用したブロッコリー栽培と云うパターンで試験をしたいんですけども。と云う事でお申し出がございましたけれども。</p> <p>残念ながら羽合水田については事実上無理があるので。たまたま地が上がってる状態の、田ん</p>
--	----------------------	---

		<p>ぼ地帯の中にある畑。地を上げた畑が、頃合いの畑がございましたので。こちらの方は蔵本孝広委員にマッチングの方をご苦労頂まして、マッチングが出来たと云う、そう云うものでございます。</p> <p>取り敢えず、後は通常とおりの利用権設定と云うことになります。一番最後の 19 は中間管理事業を活用してと云う事でございます。説明は以上です。</p>
議長		はい。それでは説明が終わりましたので質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。
河井推進委員		じゃあちょっと聞きましょう。
議長		はい、河井推進委員どうぞ。
河井推進委員		今の、18 番の件ですけれどね。まあ、1 反半程あるわな、面積的には。それまでは畑か何かしてあったんでしょうか。
議長		説明してください。
事務局		農地の場所が、と云う事ですよ。農地の状態はですね、地上げがしてあって。けれども耕作はされておらず、保全管理の状態ですと来てた場所と云う事になります。
河井推進委員		いや、大きな面積だから、どうしておられたかな今まで。それでブロッコリー、どうされるのかな。興味があるものだからね、ブロッコリーについては。まあ良い事ですね。
事務局		追加でちょっと説明させて頂きますと、ここの用地が不整形でございまして。四角形をしてないものですから、そう云う事もあって作り辛い。多分、水田としては作り辛いと云う事があって、土を入れられて畑としての管理と云うか。草刈りを、管理しやすい状態にしておられたと云う事だと理解しております。
河井推進委員		じゃあ、多分面積は 1 反半程あるけど、ブロッコリーは半分くらいですね。
事務局		いやいや。
河井推進委員		全部植える都合だろうか。
蔵本委員		耕耘してあります。
河井推進委員		まあ、良い事だ。
議長		河井推進委員、それで結構ですか。その他にございますか。
岡本推進委員		ちょっと良いですか。
議長		はいどうぞ。岡本推進委員どうぞ。

<p>議案第 57 号</p>	<p>岡本推進委員 議長 事務局</p>	<p>7 番の借人ですけど。大概ほとんど無償ですよ。この方だけは、1 反ですか、8,734 円。これは 10 アール当たりの、8,734 円の経緯を説明してください。</p> <p>ここは 10 アール当たりで 8,734 円ですので、890+255 m²ですので合計で 1 万円程度。実支払額を考慮すると 1 万円程度と云う事になります。</p> <p>それで、はわい長瀬のこの場所。丁度ね、場所的に言いますと、そこの役場の前の道。インターチェンジの交差点からすぐの所の東側の場所でございます。以前はイチゴハウスを建てておられて。隣にお持ちの●●さんがイチゴを作っておられたんです。この度の貸人の土地にも用地を借りてイチゴハウスをしておられて。ですけれども、●●さんがイチゴを止められてですね、更地にして返されたんですが、土地は。ただ、貸人さんからすると、誰かに使って頂きたいなど。投げっぱなしよりは、作ってくださる方があれば、お貸をしたいんだけど。と云う事があって。</p> <p>また、砂畑ですのでスプリンクラーがございます。単純に、スプリンクラーの経費と云う事で羽合土地改良区の畑地の経常賦課金は水田よりももっと高いですから。やはりそれ相当の額はお支払いをすべきだろうと云う思いで賃貸借になっている、と云う事でご理解を頂きたいと思いません。</p>
	<p>岡本推進委員 河井推進委員 徳岡推進委員 議長 事務局 議長</p> <p>(議長)</p>	<p>はい。分かりました。</p> <p>ついては、野菜は何だろうか。</p> <p>小玉スイカ。</p> <p>小玉スイカは野菜か。</p> <p>野菜です。</p> <p>野菜だな。岡本推進委員、良いですね。その他にございますか。はい、それでは無い様でございますので、質疑はこれで終わります。それでは採決を行います。議案第 56 号「農用地利用集積計画」の整理番号 13 番以外の審議でございますが、原案のとおり認めることに賛成の委員の方、挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい、全員が挙手であります。よって議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案のとおり決定と致します。</p> <p>次に、議案第 57 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。それでは説明</p>

<p>5 その他</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>ては、これを原案のとおり意見決定と致します。 以上で議事は終結を致します。 それではその他に入ります。令和3年度定例総会の日程について。はい、それでは説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度定例総会の日程について 審議結果 4月13日(火)、5月10日(月)、6月10日(木)、7月9日(金)、8月10日(火)、9月10日(金)、10月8日(金)、11月10日(水)、12月10日(金)、令和4年1月11日(火)、2月10日(木)、3月10日(木) ○ 農家相談会の状況・日程について 2月相談会の状況 農業者年金加入に関する相談 1件 3月相談会日程 3月18日(木) 9:00 から正午まで 担当：下田健一 委員、山下和子 委員、岡本 章 推進委員 ○ 人・農地プラン話し合いの日程について 石脇地区 3月19日(金) 午後6時30分から 甲亀山会館 担当：谷岡貞幸 委員、尾川寛信 委員 ○ 令和3年度農業委員会活動計画案について 4月総会で協議します。 ○ 全国農業図書の購入について 人・農地の話し合いの進め方に関する参考図書 互助会費での購入を決定 ○ 配布の小冊子について(新規設立 農業法人の概要集 Vol.4) ○ 研修(ショートプログラム) 農地法第3条第2項各号について(許可条件)
<p>6 閉会</p>	<p>議長</p>	<p>以上を持ちまして、令和2年度第12回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どうもご苦労様でした。 (閉会 午後5時10分)</p>